

## 仙北市ふるさとサポーター設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、仙北市出身者の方や、仙北市の自然、文化、歴史をこよなく愛する方等から支援及び協力をいただき、仙北市の魅力を広く発信し、仙北市の知名度を高め、地域振興及び定住推進等を図るため、仙北市ふるさとサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

### (登録資格)

第2条 サポーターとして登録できる者は、第1条に定める趣旨を理解している、次のいずれかに該当する者とし、年齢、性別及び国籍は、問わない。

- (1) 仙北市の出身者
- (2) 仙北市にゆかりのある者
- (3) 仙北市の自然、文化、歴史をこよなく愛する者

### (活動内容)

第3条 サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 仙北市の生活環境のPR、医師招へい情報の提供等、移住・定住促進活動
- (2) 仙北市の観光情報の発信、観光イベント開催時のサポート等の観光PR活動
- (3) 仙北市の物産等のPR、企業誘致、物産展開催時のサポート等の産業振興活動

### (登録の申込み)

第4条 サポーターとして登録しようとする者（以下「申込者」という。）は、仙北市ふるさとサポーター登録申込書（別紙1）を仙北市に提出しなければならない。

### (登録の認定)

第5条 市長は、前条の申請を審査のうえ、承認した者をサポーターとして登録し、会員証を申込者に交付する。

- 2 市長は、申込者が仙北市暴力団排除条例（平成24年仙北市条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当するときは、サポーターから排除する者（以下「排除対象者」という。）として登録を行わないものとする。

### (登録の有効期間及び更新)

第6条 サポーターの登録（以下「登録」という。）の有効期間は、前条の規定により登録をした日から最初に到来する10月末日までとする。

- 2 サポーターは、9月1日から10月末日までに更新申込書（別紙2）を提出することにより、有効期間満了の翌日を開始日として1年間の期間延長の更新ができる。
- 3 9月1日から10月末日までの間に登録申込書を提出したサポーターの有効期間は、翌年の10月末日とする。

(登録等内容の変更)

第7条 サポーターは、登録申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を仙北市に届出なければならない。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、サポーターが次のいずれかに該当するときは、第5条の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 登録取り消しの申出があったとき
- (2) 居所不明になったとき
- (3) 排除対象者であることが判明したとき
- (4) その他サポーターとしてふさわしくない行為があったとき

(サポーターへの支援)

第9条 仙北市は、サポーターの活動を支援するため、サポーターに対し、名刺、イベント等の各種情報、サポーターの活動に必要な刊行物等の提供を行うものとする。

(禁止行為)

第10条 サポーターは、その地位を営利目的で使用してはならない。

(責任)

第11条 サポーターが第3条に規定する活動又はその活動の範囲を逸脱することにより第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーターがすべての責任を負うこととし、仙北市は一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第12条 サポーターの庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、仙北市よりふるさとサポーター会員証の交付を受けている者については、この要領の第5条の手続きを踏まえて登録されたサポーターとする。上記サポーターの有効期間は、この要領の施行の日から最初に到来する10月末日までとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 仙北市ふるさとサポーター登録申込書

仙北市ふるさとサポーター設置要領第4条にもとづき、登録を申請します。

ふりがな 氏名			
住所	〒		
生年月日	年	月	日 男・女
連絡先	TEL		
	FAX		
	E-mail		
職業・勤務先等			
サポーター 志望理由			
備考			

●反社会的勢力ではないことの確約・表明に関する同意について

私は、仙北市暴力団排除条例（平成24年仙北市条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないことを確約の上で登録を申請します。

メール、Fax、郵送等でご提出ください。

E-mail：[machi@city.semboku.akita.jp](mailto:machi@city.semboku.akita.jp)

Fax：0187-43-1300

〒014-1298

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

仙北市役所 まちづくり課

別紙 2 (第 6 条関係)

## 仙北市ふるさとサポーター更新申込書

仙北市ふるさとサポーター設置要領第 6 条第 2 項の規定にもとづき、期間延長の更新を申請します。

ふりがな 氏名		
住所	〒	
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	
職業・勤務先等		
過去 1 年間の 活動状況		

※住所、連絡先、職業・勤務先等に変更が無い場合は、未記入で結構です。

メール、Fax、郵送等でご提出ください。

E-mail : [machi@city.semboku.akita.jp](mailto:machi@city.semboku.akita.jp)

Fax : 0187-43-1300

〒014-1298

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市役所 まちづくり課